

2020年3月19日

国立大学法人東北大学
総長 大野 英男 殿

国立大学法人東北大学職員組合
執行委員長 片山 知史

教職員の休日振替等の給与に関する要求

現在、大学から教職員の休日振替等の給与について不利益変更を伴った提案がされています。このことについて、組合から大学に下記のとおり要求します。

1. 入試に関連した全ての業務について、本来の休日（土日祝日等）に出勤する教員には、原則として休日の振替をせず、休日給を支給すること。
2. 部局長の指示により教員が本来の休日に会議を行わざるを得ない場合には、原則として休日の振替をせず、休日給を支給すること。
3. 部局長の指示により教員が深夜にわたって会議等を行わざるを得ない場合は、超過勤務手当（深夜勤務分）を支給すること。
4. 本来の休日に勤務することは、家族サービスや生活サイクルの点で、単純に振替によっては補えない負担が生じる。質的な意味でのワークライフバランスの観点から、教職員が同一週内で休日の振替を行った場合も、「時間外の割増賃金」相当分を支給すること。

以上